

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第77号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年4月14日 15時15分ごろ	
発生場所	阪神港大阪第3区 大阪市大正区鶴町5丁目の岸壁 大阪北港口防波堤灯台から真方位108°4,500m付近 (概位 北緯34°38.3′ 東経135°27.7′)	
事故等調査の経過	平成23年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 第一くろしお、199トン 船舶番号、船舶所有者等 134716、有限会社錦江海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 右舷船首ブルワークに亀裂 岸壁 ハンドレール曲損、水銀灯ポール曲損及び同基部コンクリート破損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、大阪市大正区鶴町5丁目の岸壁に着岸作業中、主機クラッチを後進に入れて全速力としたところ、主機が停止すると同時に主機過回転自動停止警報ランプが点灯し、前進行きあしのまま、平成23年4月14日15時15分ごろ、右舷船首が同岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：穏やか	
その他の事項	本船は、主機操縦装置のガバナ制御空気の最大圧力設定値が前進側5.9kgf/cm ² に対して後進側6.9kgf/cm ² と高くなっていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、大阪市大正区鶴町5丁目の岸壁に着岸作業中、主機クラッチを後進に入れて全速力としたところ、主機操縦装置の後進側ガバナ制御空気の最大圧力設定値が高くなっていたことから、主機が過回転となって自動停止装置が作動し、主機が停止して前進行きあしで同岸壁に衝突したものと考えられるが、後進側ガバナ制御空気の最大圧力設定値が高くなっていた経緯を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、大阪市大正区鶴町5丁目の岸壁に着岸作業操船中、主機クラッチを後進に入れて全速力としたところ、主機操縦装置の後進側ガバナ制御空気の最大圧力設定値が高くなっていたため、主機が過回転となって自動停止装置が作動し、主機が停止して前進行きあしで同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	

参考

本船は、本事故後、主機操縦装置の後進側ガバナ制御空気圧力を最大4.5 kgf/cm²に再設定した。